

大船渡支部だより

令和 8 年 9 月 1 日

(公財)岩手労働基準協会大船渡支部

～ご挨拶～

暦の上では秋とはいえ、厳しい暑さが続きますが、皆さま夏のお疲れは出ておられませんか。
いよいよ「スポーツの秋」「食欲の秋」到来です。気が付けば、暑く食欲が落ちる中でビールと一緒に流し込んでいた夏も終り、サンマを筆頭に全てがおいしく感じられる嬉しい秋となりました。
お互い食べすぎには気を付けましょう。

さて、第 77 回 全国労働衛生週間を 10 月に控え 9 月 1 から準備期間が始まりました。
今年のスローガンは「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」です。
労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、
自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者
及び労働者が連携・協力しつつ、積極的に取り組んでいきましょう。



「クレーン運転業務特別教育とは！」 9月8日(火)～9月9日(水)

定員になりました

◎つり上げ荷重 5 トン未満のクレーンの(移動式クレーン・デリック及び陽貨装置を除く)運転業務に
労働者を就かせるときは、作業する労働者に対し、特別教育が義務付けられています。

◎該当の資格を取得せずにホイストクレーンを運転すると、労働安全衛生法違反となり、罰則が科せられます。

事業者には、「6 か月以下の懲役または 50 万円以下の罰金」

労働者には、「50 万円以下の罰金」が科される可能性があります。



「職長・安全衛生責任者能力向上教育とは！」 9月10日(木) 開催予定

◎職長等及び安全衛生責任者の職務に従事する者についてその職務に従事することとなった後、
概ね 5 年ごと及び機械設備等に大幅な変更があったときは、
能力向上に準じた教育を行わなければならないことになっております。



「玉掛け技能講習とは！」 9月15日(火)～9月17日(水) 開催予定

◎つり上げ荷重 1 トン以上のクレーン等で玉掛け作業(荷掛け・荷外し)を行うために、労働安全衛生法
で義務付けられています。

◎無資格で玉掛け作業を行なった場合は、労働安全衛生法に基づいた罰則が科されます。

無資格で作業を行った者には 50 万円以下の罰金、そして無資格者に
作業を行わせた者や会社に、

「6 ヶ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金」が科されることとなります。

